

## インド「2023年デジタル個人情報保護法案」がついに国会通過

2023年8月10日

One Asia Lawyers 南アジアプラクティスチーム

インドの個人情報保護に関する法案の状況に、大きな動きがありました。

2018年の最初の草案発表から約5年、「**2023年デジタル個人情報保護法案 (Digital Personal Data Protection Act, 2023)**」<sup>1</sup> (以下、「2023年法案」) が、2023年8月7日にインド国会下院 (Lok Sabha) を通過、8月9日に上院 (Rajya Sabha) でも**可決**されました<sup>2</sup>。

本ニュースレターでは、公開されたばかりの2023年法案について、過去の法案からの大きな変更点も含めて、その内容を紹介いたします。

インドにはこれまで個人情報保護に関する包括的な法律がなく、2018年に最初の草案が起草されて依頼、長らく動向が注視されていました。

GDPRをモデルとし、現行規制よりも大幅な厳格化を目指した「2019年個人情報保護法案」<sup>3</sup> (以下、「2019年法案」) は、2022年に廃案となっています。その後、2022年11月に「**デジタル個人情報保護法案 (the Digital Personal Data Protection Bill, 2022)**」<sup>4</sup>の草案 (以下、「2022年草案」) が発表され、今季夏季国会 (7月20日～8月11日) 会期中の提出が期待されていたところでした。

なお、2019年法案の取り下げについてはこちら ([2022年8月16日付ニュースレター](#)) で解説しております。また、同法案については、過去2回取り上げてきましたので併せてご参照ください。

[2021年4月9日付ニュースレター](#) (2019年法案の概要や審議状況、可決された際のインパクトを解説)

[2021年8月13日付ニュースレター](#) (2019年法案とGDPRの相違点、企業に求められる対応を解説)

### 1 .2023年法案の主な規定

2023年法案の特徴として簡素さ、短さが挙げられます。2019年法案が14章98条で構成されていたのに対し、新法案は9章44条と、絞られた内容となっています。

<sup>1</sup> [https://prsindia.org/files/bills\\_acts/bills\\_parliament/2023/Digital%20Personal%20Data%20Protection%20Bill,%202023.pdf](https://prsindia.org/files/bills_acts/bills_parliament/2023/Digital%20Personal%20Data%20Protection%20Bill,%202023.pdf)

<sup>2</sup> <https://mpa.gov.in/bills-list>

<sup>3</sup> [http://164.100.47.4/BillsTexts/LSBillTexts/Asintroduced/373\\_2019\\_LS\\_Eng.pdf](http://164.100.47.4/BillsTexts/LSBillTexts/Asintroduced/373_2019_LS_Eng.pdf)

<sup>4</sup> <https://www.meity.gov.in/content/digital-personal-data-protection-bill-2022>

また、法律名で「デジタル個人情報」と冠しているとおり、インド国内の**デジタル形式の個人情報**または**非デジタル形式の情報をデジタル化した個人情報のみを対象**としている点で、2019年法案に比して限定されたと言えます<sup>5</sup>。

#### 2023年法案の適用範囲（第3条）

- (1) 以下の場合、インドの領域内におけるデジタル個人情報の処理
- (i) 個人情報が**デジタル形式で取得された場合**
  - (ii) **非デジタル形式で取得され、その後デジタル化された場合**
- (2) **インド国外のデジタル個人情報の処理が、インド国内のデータ主体に対する商品・サービスの提供活動**に関連して行われる場合

個人的・家庭内目的、公開情報は本法案の適用対象外です。

なお、2023年法案上の「個人情報」は広く定義され、そのデータによって、またはそのデータに関連して識別可能な個人に関するあらゆるデータを指します<sup>6</sup>。

さらに特筆すべきは、**個人情報の分類がない**、という点です。2019年法案では、情報の秘匿性等に応じて「個人情報」、「機密性の高い個人情報」、「重要個人情報」の3つに分類され、分類に基づいた規制の強弱がありました。また、「機密性の高い個人情報」は、現行のIT法の下位規則でも規定されています。

しかしながら、新法案ではこれら分類が廃止されており、これまで**機密性の高い個人情報を取扱う場合に適用されていた、IT法に基づく規則<sup>7</sup>**は、**2023年法案施行により廃止**となります（同法案第44条第2項）。

個人情報を扱う企業にとっての懸念事項である**通知や同意取得については、GDPR 同等の義務が規定**されています。現行法では**機密性の高い個人情報に該当しない限り、合意取得は明文上の義務がなかったため、規制の強化**となります。**さらに、法案施行前に本人が同意した個人情報の処理にも遡及適用される**

<sup>5</sup> 2019年法案上の個人情報の定義は次のとおり：「オンラインかオフラインかを問わず、当該自然人のアイデンティティの特性、特徴、属性、または当該特徴とその他の情報との組み合わせに基づき、直接的または間接的に識別可能な当該自然人に関するデータまたは当該自然人に関するデータをいい、プロファイリングの目的で当該データから導き出される推論も含まれるもの」

<sup>6</sup> 同法案第2条(t) “personal data” means any data about an individual who is identifiable by or in relation to such data

<sup>7</sup> 2011年情報技術（安全措施及び手続き並びに機密個人データ・情報）規則(Information Technology (Reasonable Security Practices and Procedures and Sensitive Personal Data or Information) Rules), 2011)

ため、速やかに同法案に準拠した通知を行う義務が生じます。

#### 2023 年法案の通知・同意取得義務（第 4 条、5 条）

- (1) 本人の同意を得た上で、合法的な目的 (lawful purpose) のためにのみ処理することができる。
- (2) 同意の要求時または要求前に、(i) 個人情報およびそれが処理された目的、(ii) 同意撤回の権利行使方法、(iii) 当局への苦情申立て方法を明記した通知 (Notice) を行うものとする。
- (3) データ主体がこの法律の開始日前にその個人情報の処理について同意した場合、合理的に実行可能な限り早急に (as soon as it is reasonably practicable)、データ主体に対して、前項(i)~(iii)を通知する。

日本企業を含む外国企業にとって重要な問題となる越境移転規制については、中央政府が何等かの制限を設けることができる規定となっています。つまり、特別に通達<sup>8</sup>がなければ通常の個人情報の処理（移転を含む）と同じプロセスで国外移転ができるものの、例えば国別や業界別、または企業の規模などに応じて国外移転の可否や義務を規定する通達が追加される可能性があり、政府の裁量が大きい設計となっています。

また、2023 年法案上、データローカライゼーションについての規定はないものの、現行 IT 法に基づく通達<sup>8</sup>が存在しており、法案上で同通達を廃止する規定はないことから、現時点では同通達による 180 日間の国内保管義務<sup>9</sup>は併存するものと見られます。ただし、2023 年法案成立後に、その下位法令等で国内保管義務が規定される（引き継がれる）、または規制内容が見直される可能性も残るため、引き続き注視は必要となります。

#### 2023 年法案の越境移転・データローカライゼーション（第 16 条、規則）

中央政府は、通達により、個人情報のインド国外への移転を制限することができる。

なお、より高度な保護／制限を規定するインド現行法の適用を制限するものではない。

データ漏洩時の報告について、2023 年法案では、規制当局<sup>10</sup>およびデータが漏洩したすべての人に対し、

<sup>8</sup> Directions under sub-section (6) of section 70B of the Information Technology Act, 2000 relating to information security practices, procedure, prevention, response and reporting of cyber incidents for Safe & Trusted Internet (安全で信頼できるインターネットのための情報セキュリティの実践、手続、予防、対応、サイバーインシデントの報告に関連する 2000 年 IT 法第 70B 条(6)項に基づく通達)[https://www.cert-in.org.in/PDF/CERT-In\\_Directions\\_70B\\_28.04.2022.pdf](https://www.cert-in.org.in/PDF/CERT-In_Directions_70B_28.04.2022.pdf)

<sup>9</sup> 同通達に基づき、企業が使用するすべてのシステムのログは、180 日間インド国内に保管される必要がある。

<sup>10</sup> 同法案に基づき設置される「Data Protection Board (データ保護委員会)」を指します。

通知をしなければならないとされています。他方、現行 IT 法に基づく前述の通達では、データ漏洩を含むインシデントの覚知後、6 時間以内に当局<sup>11</sup>へ所定の書式にて報告するものと規定されています。前述のとおり、新法案で同通達の効力について言及がないため、**6 時間報告義務も併存**すると見られます。

#### 2023 年法案のデータ漏洩報告（第 8 条第 6 項）

個人情報の漏洩が発生した場合、データ管理者（企業等）は、規制当局および影響を受ける各データ主体に対し、規定される書式および方法で当該漏洩の通知を行うものとする。

違反時の**罰金額**も大きく注目されています。現行法上の罰金は数十万ルピー程度であるため、大幅な厳格化となります。ただし、2019 年法案で規定されていた禁固刑は、新法案では規定されていません。「また、1.5 億ルピーまたは前会計年度の全世界売上高の 4%のいずれか高い方」といった売上高に応じた罰金額の設定はされていません。

#### 2023 年法案の罰則（第 33 条、別表）

データ漏洩防止のためのセキュリティ対策不履行に対しては最大 **25 億ルピー（約 45 億円）**

データ漏洩時の通知義務の遵守違反に対しては最大 20 億ルピー 等

2023 年法案の主な規定をまとめると以下のとおりです。

適用範囲	「デジタル形式の個人情報」、「非デジタル形式で収集され、それがデジタル化された個人情報」のみが対象 域外適用あり
個人情報の分類	「Personal Data」以外の分類なし
規制当局	Data Protection Board (DPB) 中央政府が設立、委員の要件を規定、委員を任命、機能を規定。
通知・同意取得	GDPR 同等の義務あり 施行前に同意取得した個人情報にも速やかに通知を行う義務あり
越境移転・データローカライゼーション	中央政府が移転にかかる制限を通達する権限あり (=原則、追加通達がなければ、同法規定遵守を前提に移転は可能) 国内保管の義務に関する規定なし
データ漏洩時の対応	当局および影響を与える各データ主体に対し、通知義務あり

<sup>11</sup> 電子情報技術省傘下機関である「Indian Computer Emergency Response Team (CERT-In) (インドコンピューター緊急対応チーム)」を指します。

企業の主な義務	セキュリティ措置具備、漏洩時の報告、保持制限、情報の削除、担当者の設置、等 (GDPR ベースの 2019 年法案と同等の義務が維持されつつも、詳細を省き記載を収斂)
罰則	規程違反に対し、最大 25 億ルピーまでの罰金の規定あり 禁固刑の規定なし

## 2. 今後の見通し

今回、同法案はインド下院の Lok Sabha、上院である Rajya Sabha の両院で可決されたため、今後は、**大統領の承認を得ると、法律として成立**します。インド大統領が承認しなければならない期限はなく、また、大統領が法案を差し戻し再検討を求めることもできるため、成立時期については現時点では明確ではありません。

また、前述のとおり 2023 年法案は、特に 2019 年法案と比べると簡素な内容であることもあり、**下位規則や通達**でさらに具体的な規定が盛り込まれることも予想されます。

いずれにしても、成立後はインドでビジネスを行う企業の実務に影響が及ぶため、法案の規定遵守を想定した社内体制の構築が求められます。

個人情報保護法制をめぐる動向や更新情報は、One Asia Lawyers のウェブサイト内「ニュースレター」をご確認ください。

<https://oneasia.legal/category/letter>

以上

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または [info@oneasia.legal](mailto:info@oneasia.legal) までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

## <著者紹介>

### [志村 公義](#)

One Asia Lawyers 南アジアプラクティスチーム代表

外資系法律事務所に8年間所属、外資系企業の日本投資案件(「インバウンド」)・コーポレート業務を中心にサポート。その後、日系一部上場企業アジア太平洋 General Counsel、医療機器メーカーのグローバル本部(シンガポール)での法務部長等、企業内法務に約10年間従事。2019年より One Asia Lawyers に参画し、インド及び南アジア周辺国に滞在している。

### [山田 薫](#)

One Asia Lawyers 南アジアプラクティスチーム

インド事務所に所属。国際協力機関や在インド日系企業での勤務経験を活かし、南アジア各国の現地弁護士と協働して進出日系企業に対する法的なサポート、各種法律調査等を行う。